

令和3年度第6回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年8月19日(木)午前9時30分～午前10時35分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中24名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、伊藤 良一、井上 浩一郎、
上田 正士、小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、
神田 一夫、重國 誠司、恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、
長尾 誠大、原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、
安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、吉富 崇子

(2)欠席委員(0名)

(3)事務局

増岡局長・徳本参事・竹中主任主事・石橋

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

8月1日に新しい農業委員での体制でスタートしました。本日は、総会としてお集まりいただきました。

この総会では、農地法に係る議案の審議をしていただくようになりますが、山口市の各地域の農業者の状況、あるいは農業の実態など様々な事柄が目にと留まると思っております。そうした中で、審議をしていただくだけでなく、いろいろな角度から農業問題を取り上げ、また、お互いに農業委員として、山口市の農業が少しでも前進するようにこの3年間をがんばってまいりたいと思います。

新しい委員のみなさんは、初めて聞くような農地法上の言葉も出てくると思いますが、御質問、御意見等をしていただいて、少しでも同じレベルでみなさんと共に農業一環運営を推進して参りたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げ、開会に当たり、挨拶いたします。

これより令和3年度第6回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席24名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 三枝子(いとう みえこ)委員 及び 伊藤 良一(いとう りょういち)委員
をお願いいたします。

まず、審議を保留しておりました令和3年度第4回総会、農地法第3条議案第2号についての継続審議を始めます。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、令和3年度第4回総会 農地法第3条議案第2号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は56アールとなります。

この事案につきましては、農地の一部が無断転用されていたため、無断転用事案の事

務処理要領に基づき審議保留としておりました。

このたび、無断転用部分の原状回復がなされましたので審議をお願いします。

申請地、申請人等詳細は議案のとおりで、農地法に定められた審査基準に適合しており、許可することができない事由には該当しません。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

御意見がないようですので、以上で継続審議に係る議案審議を終わります。

只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

全員挙手と認め、只今審議しました継続審議に係る議案については、「許可」といたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案2ページをお開きください。合わせて、参考位置図2ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第2号、上小鯖、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は157アールとなります。

議案第3号、鑄銭司、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は106アールとなります。

議案第4号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は2,489アールとなります。

議案第5号、深溝、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、会社員兼農業を営む者です。

取得後の経営規模は35アールとなります。

議案第6号、深溝、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は44アールとなります。

議案第7号、佐山、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、公務員兼農業を営む者です。

取得後の経営規模は104アールとなります。

議案第8号、徳地藤木は取り下げられました。

以上の議案第8号を除く農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で議案第8号を除く農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案第2号ないし第7号については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案8ページをお開きください。合わせて、参考位置図10ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第9号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第10号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第11号、大内御堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第12号、大内長野につきましては、土地利用計画図に不備があり、再提出を求めていましたが、その提出がありませんでした。申請者からは近日中には土地利用計画を提出する旨の連絡を受けておりますので、この事案については審議保留とします。

議案第13号、大内千坊三丁目、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第14号、宮野下、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第15号、吉敷佐畑五丁目、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地、及び用途地域内にある第3種農地に建売住宅を建設するものです。

議案第16号、平井、用途地域内にある第3種農地で宅地を分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第17号、平井、用途地域内にある第3種農地に資材置場を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用ですので、申請人からは令和4年4月10日までに原状を回復する旨の誓約書が提出されています。

また、申請地は令和3年3月19日付けで一時転用の許可を受けている土地です。そのためこの事案につきましては、現在の一時転用の完了後の施行となります。

議案第18号、黒川、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に建売住宅を建設するものです。

議案第19号、黒川、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に障害者グループホームを建設するものです。

議案第20号、矢原、用途地域内にある第3種農地に宅地を造成するものです。

議案第21号、朝田、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、秋穂二島、農用地域内の用途区分が変更された農地に農機具置場を整備するものです。

農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

なお、申請地は平成17年頃に農地法の許可を得ることなく農業用倉庫の差し掛け、事務所兼休憩所を設置、通路をコンクリート舗装されたものですが、川東地区協議会で追認され、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第23号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に資材置場を整備するものです。

議案第24号、秋穂東、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第25号、嘉川、用途地域内にある第3種農地で道路の拡幅を行うものです。

議案第26号、深溝、公共施設に比較的近い距離にある、小団地の第2種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第27号、佐山、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地に農家用住宅を建設するものです。

議案第28号、佐山、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第29号、佐山、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、徳地深谷につきましては、開発行為届出の事前協議に時間を要しており、届出に至っておりません。そのため、農地法に定める一般基準における計画の実現性に問題があり、また、申請者からは、条件が整い次第開発行為届出を行う旨の連絡を受けておりますので、この事案については、審議保留とします。

議案第31号、徳地堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第32号、徳地堀、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第33号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に一時的に進入路を整備するものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは令和5年8月19日までに原状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第34号、徳地岸見、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地に太陽光発電設備を設置するものです。

議案第35号、阿東地福下、農用地区域内の用途区分が変更された農地に農業用倉庫を建設するものです。

農用地利用計画において指定された用途に供するための転用であり、農地法第5条第2項本文ただし書きに該当し、許可の対象となるものです。

以上の議案第12号及び議案第30号を除く農地法第5条に係る議案につきましては、申

請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。
また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。
御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

A 委員

一時転用について質問したいのですが、一般的に事務局は何年くらいの期間を見ておられるのですか？

事務局

一時転用がどれくらいの期間を見ているのかというご質問なのですが、一般的な転用については許可後2年以内に終わるようにとなっており、一時転用については許可後3年までに原状回復するようにとなっております。つまり、2年を超える転用はできませんし、2年を超える一時転用の許可もできません。

A 委員

開発行為がある一時転用についてはどうなりますか？

事務局

基本的には許可後から3年で終了する計画を提出してもらわないといけませんので、3年を超える計画では許可はできません。

A 委員

徳地の議案第33号の一時転用が令和5年8月19日となっており、長い期間と思ったので、許される範囲がどれくらいの期間なのかと思い質問しました。

事務局

農地法の中で許可できる範囲が一時転用は3年までとなっておりますので、計画によっては1年で終了するものであれば1年で原状回復してもらいますし、今回の場合は3年以内の令和5年8月19日までに計画を終了させるとなっております、農地法上は問題ありません。

A 委員

分かりました。

事務局

●●株式会社の経営規模についてですが、法人でございまして、阿東地福地域を中心に大規模で農業をされております。それに対する農業用倉庫ということで、4反を超える転用の許可申請が提出されております。

C 委員

7月に現地確認を委員がしているのですが、現施設では対応に限界が来たため、設備の拡大をするものです。

B 委員

分かりました。

議長

補足説明となりますが、●●さんは、元農業委員で、現在は農地利用最適化推進委員をされておられます。

議長

以上で議案第12号及び議案第30号を除く農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第14号、議案第22号、及び議案第35号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案22ページをお開きください。

議案第36号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計9筆 12,325 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして農業委員会事務の実施状況等の公表についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案23ページをお開きください。

議案第37号、農業委員会事務の実施状況等の公表について説明いたします。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、その運営の透明性を確保するため事務の実施状況について、公表が義務づけられているものです。

資料につきましては、8月の各地区協議会で配布し、説明させていただいたとおりですので、内容の説明は省略させていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

D 委員

数字の扱い方ですが、数字が合計になっていたり、まるめた数字になっていたりしていると思います。例えば、「農業の概要」の田と畑の耕地面積を足したら計になると思うのですが、そのあたりの数字の扱い方が微妙に違うので、数字の扱い方をそろえた方が表として見やすいと思います。

事務局

この点検・評価の様式ですが、県や国の統一様式で作成しております。この数字上の誤差は統計上の取り方の問題で、積み上げた数字をまるめたりしております。今、算定基準の資料を持っておりませんので、はっきりは申し上げられませんが、それぞれの端数処理の関係でこのような表になっていると思われます。統計上の基準に則って数字を扱ってお

りますので、中々全部の数字を合わせるのは難しいというのをご理解いただきたいと思います。

D 委員

中々難しいのですが、一つの資料として作成するので、統計資料のデータをそのまま記載してよとするのか、合計がきちんと合うようにして人に見せないとおそらくこの質問はずっと続くと思います。資料として見やすくされた方がいいと思います。

事務局

県と接触することがありますので、山口市農業委員会でこういった意見があったことを機会がありましたら伝えておこうと思います。

B 委員

資料23ページの上から2番目の表で、「認定農業者」が246、「基本構想水準到達者」が51とありますが、この「基本構想水準到達者」はどういう意味ですか？

事務局

「認定農業者」になられる場合には、経営計画書を提出されております。そして「基本構想水準到達者」については、経営計画書ではなくて実際の所得が350万を超える者のことをいいます。従いまして、経営計画書は5年間の計画でございますので、5年後に達成される方もいらっしゃる、1年、2年で達成される方もいらっしゃいます。この数字はそうように捉えております。

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農業委員会事務の実施状況等の公表について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、農業委員会事務の実施状況等の公表は認められました。

続きまして、議案第38号、常設審議委員会委員の選任についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案第38号、常設審議委員会委員の選任について説明いたします。

一般社団法人山口県農業会議が設置する常設審議委員会の審議委員を選出する必要がございます。これまでは、会長にお願いしておりましたが、この度、委員の改選がありましたので、再度お諮りするものです。この審議委員については、各市町農業委員会の会長又は農業委員会が指名した農業委員がその資格を有することとなっております。

このたびの改選にあたり、新たに選出する審議委員について、総会にお諮りするものです。

よろしくお願いします。

議長

只今事務局から説明がありましたが、各市町の農業委員会の会長又は農業委員会が指名した農業委員がその資格を有することとなっております。今までは会長である私が選出されておりましたが、この度はいかがいたしましょうか？

複数の委員

引き続き、会長でいいと思います。

議長

ご了解いただいたということでよろしいでしょうか。

【委員拍手(全員)】

議長

それでは、常設審議委員会委員については、ご了解いただいたということで、私が出席させていただきます。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案34ページをお開きください。合わせて、参考位置図33ページを御覧ください。

議案第39号から議案第43号について、一括で説明いたします。

中央地区1件、川東地区1件、徳地地区3件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案第39号、議案第40号、及び議案第41号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第42号、及び議案第43号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

議長

全員挙手と認め、現況証明について全て発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。7月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【意見なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和3年度第6回山口市農業委員会総会議事録である。

令和3年8月19日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 三枝子

署名委員 伊藤 良一

記 録 者 石橋 里絵